

■————☆————★————☆————■

弁理士試験短答【逐条読込・演習講座（演習編）】

平成30年6月第1回

■————☆————★————☆————■

受講生のみなさん、こんにちは。

今回は平成30年度短答本試験の問題のうち、
特・実1、4、意2、商3を取り上げました。
出題内容を確認していきましょう。

問題ページの次のページに解答・解説を載せています。

読込編では、
今回取り上げた問題に関連する条文を載せてありますので、
条文を確認して解けるようにしていきましょう。

【特許・実用新案】 1

特許法等に規定する訴え又は罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴え及び実用新案登録無効審判の審決に対する訴えにつき、裁判により訴訟手続が完結した場合は、特許庁長官に対し、各審級の裁判の正本を送付しなければならない。
- 2 特許無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とされているが、実用新案登録無効審判の審決に対する訴えは、大阪高等裁判所にも提起することができる。
- 3 法人の代理人が、その法人の業務に関し、実用新案権を侵害した場合、その法人は、罰金刑を科されることがあるが、その法人のその代理人は、罰金刑を科されることはない。
- 4 裁判所が特許法又は実用新案法に規定する審決に対する訴えにつき、審決の取消しの判決を言い渡し、当該判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行うことなく、直ちに当該判決の理由中の判断と同じ内容の審決をしなければならない。
- 5 特許法又は実用新案法には、審判を請求することができる事項について、審判を請求することも、審判を請求することなく当該事項に関する訴えを提起することもできる旨の規定がある。

【特許・実用新案】 1

解答 1

1 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴え及び実用新案登録無効審判の審決に対する訴えにつき、裁判により訴訟手続が完結した場合は、特許庁長官に対し、各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

…>○ 特182条1号のとおり。

2 特許無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とされているが、実用新案登録無効審判の審決に対する訴えは、大阪高等裁判所にも提起することができる。

…>× 実47条2項で特178条1項を準用しているため、実用新案登録無効審判の審決に対する訴えは東京高等裁判所に提起することができるが、大阪高等裁判所に提起することはできない。

3 法人の代理人が、その法人の業務に関し、実用新案権を侵害した場合、その法人は、罰金刑を科されることがあるが、その法人のその代理人は、罰金刑を科されることはない。

…>× 法人の代理人が、その法人の業務に関し、実用新案権の侵害行為をしたときは、行為者である当該代理人を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑が科される（実61条1項1号）。

4 裁判所が特許法又は実用新案法に規定する審決に対する訴えにつき、審決の取消しの判決を言い渡し、当該判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行うことなく、直ちに当該判決の理由中の判断と同じ内容の審決をしなければならない。

…>× 審判官は、審決の取消しの判決が確定したときは、更に審理を行い、審決をしなければならない（特181条2項、実47条2項準用特181条2項）。

5 特許法又は実用新案法には、審判を請求することができる事項について、審判を請求することも、審判を請求することなく当該事項に関する訴えを提起することもできる旨の規定がある。

…>× 特178条6項には、「審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。」と規定されている。1項で一審省略という構造をとっていることと関連して、一定のものについては必ず審判手続を経由すべきことを定めたもの（青本）。実47条2項で特178条を準用しているため、実用新案法でも特許法と同様。

……